

27NPO長ス第85号
平成27年(2015年) 11月20日

(公財)長野県体育協会
専務理事 丸山 隆義 様

特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会
理事長 三村 一郎

平成27年度長野県障がい者スポーツ表彰(特別功労章、
功労章、特別賞、奨励賞)の候補者推薦について(依頼)

日頃、当協会の事業運営につきまして、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記表彰につきまして、該当者がありましたら、別添「長野県障がい者スポーツ表彰規程」
に基づき、平成28年1月22日(金)までにご推薦いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 添付資料

- (1) 長野県障がい者スポーツ表彰規程
- (2) 長野県障がい者スポーツ表彰規程による被表彰者推薦基準
- (3) 推薦書(様式1)
- (4) 功績調書(様式2)

2. その他

- (1) 推薦の際には、候補者ごとに推薦書、功績調書、その他功績に関する書類等(新聞記事など)を提出してください。
- (2) 被表彰者の決定につきましては、表彰規程第7条に基づく表彰審査会で決定し、平成28年3月初旬(予定)までに当該団体に通知いたします。
- (3) 知事表彰等の受賞歴が不明な場合は、当協会へ照会いただきますようお願い致します。

特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会
事務局長：黒川 信昌 担当：霜田 純子
〒381-0008 長野市下駒沢 586
T E L 026-295-3661
F A X 026-295-3662
電子メール nsad@nifty.com

長野県障がい者スポーツ表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）が、障がい者スポーツの発展に特に貢献した者（団体を含む）を表彰し、その功績を讃えるために必要な事項を定め、もって障がい者スポーツの振興に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 理事長は、障がい者のスポーツに顕著な功績、又はその他の模範として推奨するに価する業績のあった者を表彰する。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は次のとおりとする。

1) 一般表彰 年1回表彰を行う。

1 特別功労章

・障がい者スポーツの発展に特に顕著な功労のあった者

2 功労章

・永年にわたり障がい者スポーツの発展に功労のあった者

3 特別賞

・世界大会、全国大会における障がい者スポーツにおいて、顕著な成績をあげた者

4 奨励賞

・障がい者スポーツにおいて、顕著な成績をあげ、県民に勇気と感動を与えた者

・障がい者スポーツにおいて、他の模範となる競技活動と競技指導を行った者

2) 特別表彰 必要に応じて随時表彰を行い、理事会で報告する。

・障がい者スポーツの振興に功績のあった者で、一般表彰には該当しないが、協会として表彰をする必要のある者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、理事長が表彰状を授与して行うものとする。

2 表彰を受けた者の氏名又は名称及び実績の概要は、協会のホームページ、会報等に掲載して公表する。

第5条から第8条は、第3条の一般表彰についてのみ適用する。

(表彰候補者の推薦等)

第5条 協会は、表彰に値すると認められる者があるときは、その実績を調査するものとする。

2 協会会員及び関係団体は、表彰候補者があるときは、その実績を調査し、協会に推薦をするものとする。

(提出書類)

第6条 前条に定める推薦又は、実績の調査をする場合は、次の各号の内容を具備したものを提出しなければならない。

1 功績調書

2 推薦書

3 理事長が必要と認める書類

(表彰者の決定)

第7条 理事長は、表彰に該当すると認められる者がある場合は、表彰審査会（以下「審査会」という）に諮り、表彰を受ける者を決定する。

2 審査会は、理事及び有識者等の中から理事長が委嘱する者を持って構成する。

(表彰審査会の運営)

第8条 審査会は、理事長が主宰するものとする。

2 審査会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、長野県障がい者スポーツ協会事務局が兼ねる。

(委 任)

第9条 表彰候補者の推薦基準その他この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月12日から施行する。

長野県障がい者スポーツ表彰規程による表彰者推薦基準

表彰対象者

1. スポーツ選手、障がい者スポーツの指導者及び障がい者スポーツの振興に貢献した者とする。
2. スポーツ選手については県内居住者又は県内出身者とする。

対象範囲

競技スポーツをはじめ、体育、レクリエーション分野における、障がいを持つ人の健康維持・増進に関わる身体活動全般を含む。

表彰内容

1. スポーツ選手については、スポーツ大会での顕著な成績とする。
2. 障がい者スポーツの指導者及び障がい者スポーツの振興に貢献した者については、長年にわたる障がい者スポーツの振興への功績又は活動期間は短いが今後の活動の継続又は発展が期待でき、他の者の模範として推奨するに値する業績とする。
3. スポーツ選手及び指導者として障がい者スポーツの振興に貢献した者については、スポーツ大会での成績と指導者としての活動支援を総合的に勘案した業績とする。

表彰区分

1) 一般表彰

1. 特別功労章

- ① 県内の障がい者スポーツの振興に15年以上にわたって特に顕著な功績のあった者で、原則として功労章を受賞した者
- ② 特別賞を受章した者で、特に顕彰すべき成績を収めた者
- ③ 本協会に対し、500万円以上の金品の寄贈をされた者

2. 功労章

県内の障がい者スポーツの振興に10年以上にわたって功績のあった者

3. 特別賞

- ① パラリンピック及び国際的な競技会において、顕著な成績を収めた者。
- ② ジャパンパラ及び各競技団体が主催する日本選手権大会または、これに相当する大会において、優勝または大会新記録を樹立した者。但し、その競技大会及び競技種目の参加者が極めて少ないときは、対象とされない場合もある。

4. 奨励賞

- ① その年度の障がい者スポーツにおいて、顕著な成績をあげ、県民に勇気と感動を与えた者
- ② その年度の障がい者スポーツの支援活動において、今後の継続、発展が期待でき、他の者の模範として推奨するに値する活動を行なった者
- ③ スポーツ選手及び指導者として長年にわたり活動し、顕著な業績をあげている者
スポーツ選手としての成績は県大会以上の大会において優れた成績であること
指導者としての活動は、具体的かつ他の模範となる活動であること
選手又は指導者として現在も活動をしていること

2) 特別表彰

- ① 本協会に対し、寄付を行った者
- ② 過去に、叙勲、大臣表彰及びそれに相当する表彰を受け、一般表彰には該当しないが、長野県の障がい者スポーツに多大なる功績又は功労のあった者
- ③ 一般表彰には該当しないが、協会として表彰をする必要のある者

留意事項

- ・ 者とは、個人及び団体をいう。
- ・ 原則として、一般表彰は、叙勲、大臣表彰、知事表彰、財団法人日本障害者スポーツ協会及び同等と考えられる全国的なスポーツ団体より表彰を受けた者は対象としない。
- ・ 受章回数に制限を設けないが、できるだけ多くの者を表彰するように努める。
- ・ 同一年度内における表彰者の数において、特別功労賞、功労賞、奨励賞は概ね数名程度、特別賞は基準により選考することとする。推薦者が多数の場合は、同一推薦団体内における人数を制限することもある。
- ・ 特別賞については、前年度の表彰時以降の実績を対象とする。ただし、特別の事情がある場合には、本協会と協議をするものとする。(特別の場合を除いてはさかのぼらない。)
- ・ 推薦は、自薦他薦を問わないが、自薦については、客観的な活動実績が判断できる資料を添付すること。

推 薦 書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会
理事長 三 村 一 郎 様

次のとおり候補者を推薦します。

候補者	ふりがな 氏 名		性 別	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 満 歳		
	現住所	〒		
	勤務先			
	勤務先 住所			
	TEL/FAX			
推薦種類	1. 特別功労章 2. 功労章 3. 特別賞 4. 奨励賞 ※該当するものに○をつけて下さい。			
推薦理由				
備考				

推薦者 所 属 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

TEL/FAX _____

